

「無料又は低額診療」に関するお知らせ

岡山済生会昭和町健康管理センター（岡山済生会昭和町診療所）は、社会福祉法第2条第3項の規程に基づき、「生計困難者のために無料又は低額な料金を診療を行う事業」を実施しております。

下記に該当し、診療を希望される方は3階受付にお申し出ください。

【対象者】

- 1．生活保護世帯員
- 2．市町村民税非課税世帯員
- 3．留学生
- 4．外国人労働者
- 5．無保険者
- 6．その他、生計困難者で医療費の支出にお困りの方

【減免金額】

診療費の10%以上又は全額

【手続き】

「無料又は低額診療申請書」にご記入のうえ、必要な書類を添えて3階受付にご提出ください。

* 減免の決定には審査があります。

平成20年4月1日

岡山済生会昭和町健康管理センター センター長
岡山済生会昭和町診療所 所長